

訪問型サービス費(独自)

基本部分	注	注	注	注	注	注
	高齢者虐待防止措置 未実施減算	業務継続計画 未策定減算	事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用 者20人以上にサー ビスを行う場合	特別地域加算	中山間地域における 小規模事業所加算	中山間地域等に居 住する者へのサービ ス提供加算

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

(1)週1回程度の場合	事業所対象者・要支援1・2 (1月につき 1,176単位)
(2)週2回程度の場合	事業対象者・要支援1・2 (1月につき 2,349単位)
(3)週に2回を超える程度の場合	要支援2 (1月につき 3,727単位)

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	事業対象者・要支援1・2 (1回につき 287単位)
(2)生活援助が中心である場合 (一) 所要時間が20分以上45分未満の場合	事業対象者・要支援1・2 (1回につき 179単位)
(2)生活援助が中心である場合 (二) 所要時間が45分以上の場合	要支援2 (1回につき 220単位)
ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 (1回につき 163単位)

-1/100	-1/100	× 90/100	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100
		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85/100			

ハ 初回加算 (1月につき +200単位)

ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)

ホ 口腔連携強化加算 (1回につき+50単位(1月に1回を限度))

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)	
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)	
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×64/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)1 (1月につき +所定単位×81/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)2 (1月につき +所定単位×76/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)3 (1月につき +所定単位×79/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)4 (1月につき +所定単位×74/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)5 (1月につき +所定単位×65/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)6 (1月につき +所定単位×63/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)6 (1月につき +所定単位×63/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)6 (1月につき +所定単位×63/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)7 (1月につき +所定単位×56/1000)	
	(5)介護職員処遇改善加算(V)8 (1月につき +所定単位×69/1000)	
(5)介護職員処遇改善加算(V)9 (1月につき +所定単位×54/1000)		
(5)介護職員処遇改善加算(V)10 (1月につき +所定単位×45/1000)		
(5)介護職員処遇改善加算(V)11 (1月につき +所定単位×53/1000)		
(5)介護職員処遇改善加算(V)12 (1月につき +所定単位×43/1000)		
(5)介護職員処遇改善加算(V)13 (1月につき +所定単位×44/1000)		
(5)介護職員処遇改善加算(V)14 (1月につき +所定単位×33/1000)		

支給限度額管理の対象の算定項目

「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ロについては、1月につきイ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※業務継続計画未策定減算については令和4年4月1日から適用する。